

(別紙)

＜規則等の認証に関する審査基準及び標準処理期間＞

宗教法人法（昭和 26 年法律第 91 号。以下「法」という。）に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定のほか、特に以下の点に留意して行うものとする。

第 1 設立に係る規則の認証について

- 1 法第 2 条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、その個々の要件が、宗教団体の特性によって多種多様であり、また、相互に関連することもあることから個々には弁別し難い場合があるので、総合的に判断する。
- 2 法第 2 条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいう。

したがって、認証申請に係る団体（以下「当該団体」という。）が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、1 を踏まえて判断する。

- (1) 当該団体が法第 2 条に規定する主目的のための宗教活動を行っているかどうかについて、法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する当該団体が宗教団体であることを証する書類（以下「宗教団体であることを証する書類」という。）として、過去 3 年間程度の実績の一覧の添付を求め、これを客観的に証明する写真等により確認する。
- (2) 信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その一覧の添付を求め、適切な方法により確認する。なお、信者の数については、宗教団体としての実体の確認の点から審査する。
- (3) 宗教団体としての実体について、次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認する。

ア 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付を求め、過去 3 年間程度これに従った運営がなされているか調査する。

イ 宗教団体であることを証する書類として、過去 3 年程度の収支予算書及び収支計算書の添付を求め、その真実性ととも、予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査する。

ウ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査すること。なお、団体の永続性についても検討する。

- (4) 法第 2 条第 1 項第 1 号の団体については、現地において礼拝の施設を確認する。なお、礼拝の施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保について

も検討する。

(5) 法第 2 条第 1 項第 2 号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認する。

3 当該団体が法第 6 条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査する。

(1) 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第 2 条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを確認する。

(2) 公益事業以外の事業については、法第 2 条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討する。

4 法第 13 条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

第 2 規則の変更の認証について

1 法第 27 条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存在の理由ある疑いをもつ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、規則の変更の手続きに関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選出された者であることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手続きを調査する。

2 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、第 1 の 3 の観点から審査する。

3 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行う。

第 3 合併及び任意解散の認証について

法第 38 条又は第 45 条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

第 4 標準処理期間

第 1 から第 3 の認証に係る標準処理期間は、3 月とする。